

1. 主要援助国・援助機関における NGO の概要

各国の NGO¹ のありようは多様で、これを正確に、体系的に把握するのは容易ではない。一口に NGO と言っても、NGO の定義自体が、国や機関によって異なる。スウェーデンのように開発分野に従事する非政府組織、とするところもあれば、ドイツのように、教会や政党系組織を NGO に含める場合もある。

NGO の正確な数字についても、各国・各機関で異なる。米国、カナダのように援助機関が把握しているところもあれば、一部欧州諸国のように NGO 連合体に登録されている場合もある。一方で、政府や連合組織などに全く登録していない団体も多い。登録していない組織を考慮すれば、実際に存在する NGO の数は膨大なものになると予想され、またその正確な数字も定かではない。そもそも、上記のとおり NGO の定義自体がまちまちであるため、比較対照は困難である。

全体的に各国政府・国際機関と NGO の交流、政策対話、事業委託などを通しての連携は活発である。援助機関側としては、NGO とよい関係を維持することで国民に対する説明責任が確保され、NGO 側から見れば、援助機関からの支援を受けることができる。各国政府・国際機関と NGO の双方にとって有益と言える。援助機関関係者と NGO 関係者の間で、インフォーマルだが非常に強力なネットワークが存在することもよく見られる。

援助機関と NGO の関係も様々である。ネットワーク団体と呼ばれる NGO 連合体が、援助機関と NGO の仲介役として対話を促進しているケースは一般的に見られるし、スウェーデン・ドイツなどでは、ネットワーク団体が、政府に対する会員 NGO の申請書類を取りまとめるケースなども見られる。

政府との関係では、カナダや英国など政権や関係閣僚の交代が NGO 支援策に影響をもたらすような国がある一方で、もともと市民社会の基盤が強く、資金面でも NGO の政府への依存度が低いフランスのようなケースもある。

以下、NGO 数、NGO の定義と範囲、登録制度を通じた政府・機関による NGO 活動の把握を、それぞれ表で説明し、各国ごとの詳細を説明する。

¹ この報告書で NGO と言う場合、一般的に国際協力を行う NGO を指す。

1-1 米国

米国国際開発庁（U.S. Agency for International Development, USAID）では、日本のNGOにあたる組織は民間ボランティア団体（Private Voluntary Organization、PVO）と呼ばれる。USAIDの定義によれば、PVOは以下に該当する組織を示す²。

- ・ 米国の法律に従い組織化され、本部が米国にある。
- ・ 非政府組織（NGO）である。
- ・ 非営利組織であり、国税収入局規約（Internal Revenue Code）の条項 501(c)(3)に従い税金を免除されている³
- ・ 対外援助法（Foreign Assistance Act）もしくは公法 480（Public Law 480）に従い、海外活動を実施または実施する予定がある。

USAIDには、2003 年 12 月年現在で 502 の米国PVOと 59 の国際PVO⁴が登録されている。

米国における非営利目的の援助活動の歴史は、第二次大戦後の復興支援にまでさかのぼる。第二次世界大戦後 1970 年代までは、海外で活動する米国PVOの大半は人命救助などの人道援助に従事していたが、最近では農村開発・マイクロファイナンス・農業技術協力・保健・栄養改善など多種多様な分野に活動を広げている⁵。

USAIDにとって、PVOは持続的開発と人道援助活動を行っていく上での重要なパートナーとみなされている。PVOがUSAIDから受ける資金援助額も大きくなっており、USAIDに登録しているPVOの上位 20 団体は無償資金と契約により年間平均 4300 万ドル⁶（2000 年）の資金援助を受けている。2002 年度のUSAIDの実績合計は、約 50 億 920 万ドルで、そのうち 38%が米国および国際PVOに、15%が現地NGO⁷に拠出された。

現地NGOの強化はUSAIDの中でPVO支援を担当する民間ボランティア協力室（Office of Private Voluntary Cooperation、PVC）の課題とされており、2002 年に発表された「PVCの戦略的枠組み（2003～2007 年）⁸」でも取り上げられている。この中でも明らかにされている通り、力点は、NGOセクター全体の強化に転換されつつある。

² Office of Private Voluntary Cooperation- American Schools & Hospitals Abroad, PVO registry
http://knowledge.usaid.gov/docs/pvo_registry_quest03.doc

³ ただし、大学、認可教育機関、民間財団、病院、研究もしくは科学のみを扱う組織、教会、共同開発組織（Cooperative Development Organization）を除く宗教団体、は含まれない。

⁴ 本調査が行われた 2003 年 12 月時点では、ベルギー、カナダ、デンマーク、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、日本、オランダ、ノルウェー、ポーランド、南アフリカ、スペイン、スイス、英国の PVO が登録している。

⁵ USAID “Foreign Aid in the National Interest” 2002, p 140

⁶ 以降、特に定めのない限り、ドルは米ドルを指すものとする。

⁷ 現地 NGO 特定の国の中でのみ活動を行う非米国 PVO を指す。現地 PVO は USAID に登録を行う必要はない。これに対し、国際 PVO は法人格を取得した国以外で活動を行っている非米国 PVO のことを示す。国際 PVO は USAID に登録する必要がある。

⁸ USAID “A Strategic Framework for the Office of Private and Voluntary Cooperation FY 2003-07” 2002

1-2 カナダ

カナダの市民社会は他国に比べても非常に成熟していると言われる。カナダフィランソピーセンターが発表した同国の市民社会に関する報告書によれば、カナダ国民の31%（1997年）⁹は何らかのボランティア活動に参加している¹⁰。

カナダには、17 万以上の市民社会団体があると言われ、半数以上がカナダ国税庁に登録されたチャリティ団体である。チャリティ団体の収入の30%以上は個人からの寄付によるものである。このうち、CIDA 関係者への聞き取りによると国際協力を行う CSO は約 700 あり、約 75 カ国で活動しているがカナダ政府発表の正式なデータはない。

カナダ政府と市民社会団体の関係は成熟していると考えられる。1999 年の社会団結に関する枠組み協定（Social Union Framework Agreement、SUFA¹¹）、2001 年のカナダ政府とボランティアセクター間の同意（An Accord Between the Government of Canada and the Voluntary Sector）を通して、カナダ政府は政策決定過程に市民社会団体を取り入れるという姿勢を示し、また政府と市民社会が協働して社会全体のための政策・事業を行う義務を持つこととなっている¹²。

規範の中に、資金供与規範（A Code of Good Practice on Funding）¹³があり、政府とボランティアセクターの役割分担、責任と資金供与方法を明記している。

⁹ 上述報告書で引用されているアンケート

¹⁰ Canadian Centre for Philanthropy “Exploring the Health, Strength and Impact of Canada’s Civil Society” 2001 によると、カナダ人の 90%がチャリティの重要性を認めている、国民の 77%がチャリティ活動を信じていること、国民の 84%は寄付が正しく使われていると考えている、などの指標が得られている。

¹¹ 詳細文書については<http://www.uni.ca/socialunion.html>を参照されたい。

¹² その他カナダの NGO の現状と歴史については高柳（2001）『カナダの NGO：政府との「創造的緊張」をめざして』明石書店 「第2章：カナダの NGO 変遷と現状」を参照されたい。

¹³ 詳細についてはhttp://www.vsi-isbc.ca/eng/funding/funding_code.cfmを参照されたい。

1-3 英国

英国におけるNGOの歴史は長く、様々な規模のNGOがたくさんある。英国国際開発省（Department for International Development、DFID）にはNGO登録制度はなく、大部分のNGOはチャリティ委員会（Charity Commission）¹⁴という政府機関に、チャリティ組織として登録している。2001 年現在、チャリティ委員会には、イングランドとウェールズ地方のみで 18 万 8000 のチャリティ組織が登録している¹⁵。DFIDでは、NGOはボランティア組織（Voluntary organization）と呼ばれることもある。ただし、この場合、NGOだけではなく、チャリティ団体、研究・教育機関の他、民間運営の独立した非営利的組織も含まれる¹⁶。

OECD/DACによるNGO名簿（Directory of International Organisations 2004）¹⁷に登録されている英国NGO数は 243 だが、実際は定かではない。この他、海外で開発援助を行うNGOの有力なネットワーク団体の一つであるBOND（British Overseas NGOs for Development）には 291 団体が登録されている。

NGO は、一般的に市民社会組織（Civil Society Organisations、CSO）と呼ばれることが多い。CSO には、NGO だけでなく、労働組合、少数民族、コミュニティー団体など広範囲な非営利団体が含まれる。

1997 年、18 年ぶりに政権が保守党から労働党に変ったことにより、政府はNGOにより積極的に支援するようになったと言われる。1998 年には、政府と非営利団体の役割分担や、非営利団体の独立性の認識を示した文書が合意された¹⁸。また、英国外務省の管轄下にあった政府開発援助部門の国際開発局（Overseas Development Administration）が独立して省に格上げされ、DFIDが設立された。

DFIDの市民社会局(Civil Society Department; CSD)は、NGOをはじめ、労働組合・教会系組織など、CSO支援を行っている。1997 年、DFIDは国際開発白書¹⁹を 22 年ぶりに発行し、貧困削減の達成を目標としたDFIDの開発政策を示した。

¹⁴ チャリティ委員会は独立した政府機関であり、チャリティ団体の登録業務などを行っている。チャリティは登録によりその資格を得られる。チャリティへの寄付者もチャリティ自体も税制等で優遇措置を得られる。ただし、チャリティ委員会に登録することによって、様々な制約も発生するため、必ずしも全ての NGO が登録を行っているわけではない。

¹⁵ <http://www.charity-commission.co.uk>

¹⁶ <http://www.dfid.gov.uk/>

¹⁷ <http://www.devdir.org>

¹⁸ <http://www.npoweb.jp>

¹⁹ DFID “Eliminating World Poverty: A Challenge for the 21st Century” 1997

1-4 フランス

フランスで活動を行うNGOは、数千にもものぼると言われているが、正確な数に関する統計は存在しない。これはNGOが「1901年法に基づいて設立されたアソシエーション、又は財団、自治体、組合、企業委員会等の非政府組織」と幅広く定義されていることに起因しているとも、あるいはフランスの政治的風土や伝統によるとも言われている²⁰。市民運動に関する法律（La Loi d'Association 1901）は、1901年に制定されており、深い歴史的背景がある。上記の通り、フランスにはNGOが非常にたくさんあるため、一般に認知されていないものも多いが、国境なき医師団（Médecins Sans Frontières、MSF）のように国際的な活動を行っているNGOも存在する。

フランスの公的機関が支援するフランスのNGOは100～120団体と言われる。2001年におけるNGO活動対象地域の25.3%はアフリカやインド洋で、最も盛んである。続いてアジアが18%、東・中欧、ロシアなど旧ソ連地域が9.5%、中南米カリブ海地域7.2%、中東3.9%、南太平洋0.3%となっている。

フランス NGO が政府からの支援を受ける額は他国に比べ少なく、逆に国民からの寄付や国際機関・他国機関からの資金援助・収入が大きい。2001年のNGO全体の収入額のうち、26%に当たる1億8600万ユーロが国際機関や他国の援助機関による資金援助により賄われた。このうち2700万ユーロは国連機関から、3290万ユーロはアメリカ・イギリス・ドイツからの収入である。EUからの資金支援は減少傾向にある。

2年に一度、NGOの資金に関するアンケート調査が行われており、2000-01年版調査結果²¹が2004年1月に公表された。この調査によれば、フランスの開発援助分野NGO全体の2001年総収入額は7億ユーロ。このうち60%強の4億4000万ユーロは民間からの収入によるもので²²、その大部分が国民からの寄付だった。国民の開発援助に対する理解の向上と寄付行為の増大は、2003年10月に公表された別の調査²³の結果でも裏付けられている²⁴。

支援分野別で見ると、フランスNGOの16.2%は緊急援助に従事しており、保健、教育、収入向上活動はわずか5%前後となっている。この数字から、緊急援助分野におけるフランスNGOの比較優位性が見て取れる。

フランス国内でフルタイムで働くNGOの有給職員は2001年時点で約2000人である²⁵。

²⁰ コバヤシ・コリン編（2003）市民のアソシエーション フランスNPO法100年、太田出版を参照されたい。

²¹ Commission Cooperation Développement “Argent et organisations de solidarité internationale” 2003

²² 1991年、民間からの収入は22億7000万ユーロに留まっていた。

²³ BVA-CCFD-La Croix France (Oct 2003)の調査

²⁴ この中で、2002年10月から2003年10月の間に、フランス国民の55%が人道援助を含むNGOに寄付をしたと答えており、前回調査時よりも10%増加している。同アンケートでは、国民の27%がボランティア活動をしている、国民の57%がフランスのNGOに信頼を置いているなどの結果が得られている。

²⁵ Commission Cooperation Développement “Argent et organisations de solidarité internationale” 2003

1-5 ドイツ

ドイツのNGOは、教会系NGO、政党系NGO、私設NGO、社会構造系NGO²⁶に分類されている²⁷。教会や政党²⁸もNGOのカテゴリーに含まれているのは、他国のNGO定義には見られない特徴である。

NGOの数については、政府が登録制度を取っておらず正確な数を把握するのは難しいが、開発援助系の私設NGOについては、Bengoという組織がデータベースを作成しており、本調査の聞き取り²⁹では、約 1500 のNGOがデータベースに登録し、そのうち約 560 が情報公開に同意している、との回答を得た。

人道援助系NGOについても、政府が登録制度を設けているわけではないが、ドイツ外務省（Federal Foreign Office）は、ホームページ³⁰で人道援助活動を行う代表的な 20 の組織をリストアップしている。

ドイツのODAは大きく、二国間協力、多国間協力、ドイツのNGOを通じた協力の 3 つに分けられる。ドイツ連邦経済協力開発省（Federal Ministry for Economic Co-operation and Development、BMZ）がNGOを通じた協力を担当しており、ドイツ国内のNGOのみを対象としている。BMZは、途上国³¹のNGOに対する直接的な支援は行っていないが、ドイツNGOがBMZの資金を使って途上国NGOと共同で案件を実施するケースは頻繁に見られ、その際には申請時点で途上国NGOも審査対象となる。

BMZによるNGO支援額³²の約 80%は、ドイツ国内でも規模の大きい 8 つのNGO向けに支出されている。

²⁶ 社会福祉を中心に活動する団体。

²⁷ 財団法人国際開発センター、2000 年 3 月

²⁸ ドイツの一部援助・NGO 関係者の中には、関係政党から資金拠出を受けている政党系 NGO について、狭義の定義では NGO に含まれないと発言する人もいた。

²⁹ 2003 年 12 月実施

³⁰ http://www.auswaertiges-amt.de/www/en/aussenpolitik/humanitaere_hilfe/ausschussmitglieder.html

³¹ ドイツの援助機関関係者は、「Developing countries」ではなく、「South」あるいは「Local」と称している。

³² 2001 年度は約 4 億 2276 万ユーロ。

1-6 スウェーデン

スウェーデン国際開発協力庁（Swedish International Development Cooperation Agency、Sida³³）によれば、NGOは「理事会あるいは運営基盤を持ち、書面で承認された規約がある非営利の任意団体、登録された宗教組織、協同組合あるいは財団」と定義されており、労働組合、政党、専門家組織、特別利益団体、宗教組織、消費者組織、女性団体、青年団などが含まれる。

Sida の NGO 支援額は、近年増加の傾向にあり、2003 年の NGO 拠出金額は予算ベースで約 9 億 4000 万スウェーデンクローネまで増加している。

Sidaの資金は、基本的にSidaと「枠組み合意（Framework Agreement）」を交わした 14 のパートナー組織³⁴を通じて拠出されることになっており、パートナー組織は、枠組み組織とアンブレラ組織に分類される。枠組み組織は、自らが途上国NGOと一緒に活動する組織を指し、アンブレラ組織はスウェーデン国内のNGOが提出する資金申請書類の事前とりまとめやチェックなどを行う組織を指す。アンブレラ組織を通じた資金提供を受けるスウェーデンNGOの数は約 300 といわれる³⁵。

³³ 当該機関と同じ表記にしている。

³⁴ 2004 年 3 月現在。Sida HP にて（www.sida.se/Sida/jsp/polopoly.jsp?d=2346）

³⁵ <http://www.sida.se/Sida/jsp/polopoly.jsp?d=2350&a=25132&pfLang=en>

1-7 EU

EU諸国の中でもNGOの定義は異なるが、EU諸国のNGO連合体である「新・欧州NGO連合（European Non-Governmental Organization (NGO) Confederation for Relief and Development、CONCORD）」が発表した論文³⁶によると、NGOは「先住民、女性、障害を持つ人、労働者、農業従事者が集まって行う市民のボランティア活動や、2002年にブラジルのポルト・アレグレで開催された世界社会フォーラムで見られたような組織性の小さい社会抗議運動だけではなく、人道援助、開発援助、社会福祉、キャンペーン、資金調達に従事する長い歴史を持った非政府組織」とされている。

人道分野では、欧州委員会人道援助局（European Commission Humanitarian Aid Office、ECHO）が特定のNGOと「枠組みパートナーシップ合意（Framework Partnership Agreement、FPA）」を結んでおり、その数は2004年3月現在で、EUのNGOが166団体³⁷、国際NGOが3団体となっている³⁸。

開発援助NGOの場合、特にEU内でNGO登録制度を設けておらず、NGO数の把握は非常に難しい。EUのNGO支援スキームの一つであるNGO共同出資（Co-financing of NGOs、B7-6000）には、2003年に1054件の申請があり、そのうち175件が契約されている³⁹。しかし、一団体が複数の申請を行ったことも考えられるため、上記の申請数によってNGO数が把握できるわけではない。

EUの資金調達でNGO関係者が特に指摘していたのは、複雑かつ頻繁に改定される手続き面の諸規定である。特に中小規模のNGOにとって、煩雑な申請手続きを完全に把握し、かつ常に最新情報を入手することは非常に難しく、手続きの簡素化を求める声が高まっている。CONCORDをはじめとするEU各国のNGO連合体が資金調達の手続きに関するセミナーを開催したり、申請書類の作成手順について研修すると同時に、EU関係者へのロビー活動も積極的に行っている。EU内部でも組織の透明性が強調されたのに合わせて、手続きの簡素化に向けた動きが始まっている。

EUとNGOとの関係については、どちらかという大きなNGOがEUと対話を持つ傾向にあったが、今回の聞き取り調査では、小規模NGOの活性化が必要と主張するEU関係者が見受けられた。

³⁶ “Reflection Document: The role of Civil Society in the EU’s Development Policy” 2002

³⁷ 2004年5月加盟予定のNGOを含める。

³⁸ http://europa.eu.int/comm/echo/pdf_files/fpa_partners.pdf

³⁹ http://europa.eu.int/comm/europeaid/projects/ong_cd/pvd_page_en.htm#Statistics

1-8 UNICEF

UNICEFでは、NGOを「プログラム活動を実施する際の他者を支援するための団体」としているが、実際には共済組合⁴⁰のように組織のメンバーの利益を目的とした団体も含まれる。NGOの多くは、子供、女性、HIV/AIDS患者など、社会的に恵まれない特定のグループを支援する団体である。

UNICEFは、NGOを現場活動の対等なパートナーとして扱っており、NGOへの事業委託が他機関と比べても進んでいると言われる。UNICEF本部のプログラム局は、各国の国別事業計画の中でNGOや地域に根付いた組織とのパートナーシップに関するガイドライン⁴¹を策定している。このガイドラインの実際の運用は、現場に任されている。

同ガイドラインは、NGOの定義を「市民社会組織でありプログラムの実施に特化した組織」としている。そこでは、国際NGOと現地NGOの双方が想定され、個々の活動対象地域は世界各地、特定の地域内、もしくは国内と様々である。現地NGOの役割は、ローカルレベルのアドボカシーおよび事業実施であると規定され、国際NGOとの役割分担ははっきりしている。パートナーシップを結ぶNGOは、通常途上国の地域住民支援を行う団体だが、地域住民自らが相互扶助のために活動する組織もこの定義に含まれている。また、参加型開発の促進や地域住民に対するコミットメントに基づいた活動をしていること、自発的で民主的かつ独立した意思決定構造を持っていることがパートナーとなる条件として挙げられている。しかしながら、聞き取り調査によると、NGOに関する定義は厳格に適用されておらず、国によってはパートナーとなっているNGOの5～10%は政府系の「非政府組織」⁴²であるケースもある。

なお、UNICEFでは、中規模NGOは年間予算規模が5万から10万ドルで、小規模NGOは年間予算規模が1万ドル以下とされている。

UNICEFは、そのミッションにより、子どものいるところであればどの国でもどのような状況にあっても活動する。そのため、活動内容には開発援助活動と緊急援助活動の両方が含まれる。

UNICEFでは、現場への権限委譲が進められているため、本部はNGO支援の全体像を把握しておらず、NGO支援の専任担当者もいない。このため、NGO支援に関する情報は現場を経験した個人を中心に蓄積されている。本部ではNGO支援に関する事例収集、支援額などのデータの集約、教訓の抽出も行っていない。

⁴⁰ Trade association, Professional association.

⁴¹ UNICEF NYHQ Programmed Division “Guidance for Collaboration with Non Government Organizations and Community Based Organizations in Country Programmes of Cooperation” April 2002

⁴² 自称「非政府」だが、実際は政府によって設立されている組織。

BOX 1. UNICEF と NGO パートナーシップの特徴

UNICEFとNGOのパートナーシップの特徴の一つとして挙げられるのは、UNICEFとNGOが共同して子どもの人権を守るためのアドボカシー活動をしていること。NGOが主導によりアドボカシー活動を行い、UNICEFは資金供与を行うのみというケースもある。

もう一つの特徴は、UNICEFの主要ドナーである各国の国内委員会がパートナーシップを担うNGOとして位置づけられていること。例えば、日本の国内委員会である日本ユニセフ協会は、各国国内委員会の中でもトップドナーであり、2002年度には通常予算に8341万ドル、その他予算へ1063万ドルを寄付した。同年の日本政府の拠出額はそれぞれ2340万ドル、9666万ドルであり、パートナーNGOとしてのユニセフ協会による貢献の重要性が窺える。

UNICEF本部のチャンドラ・ゴータム⁴³事務局次長は、UNICEFとNGOのパートナーシップについて、次のように話している。

NGOはUNICEFの存在そのものである。125ヶ国にあるユニセフ協会を含め、NGOはUNICEFの政策立案に影響力と発言力を持っている。

⁴³ Kul Chandra Gautam

1-9 UNDP

UNDPによるNGOの定義は、市民社会組織の1カテゴリーで「社会全体あるいは社会の特定グループの状況を改善するために、政府から独立して設立された自発的で非営利の組織」とされている。また、NGOは相互扶助組織ではなく、公益組織である団体とされている。

UNDP 本部で NGO を含む市民社会組織を担当する資金戦略的パートナーシップ局（Bureau for Resources and Strategic Partnerships、BRSP）市民社会課（Civil Society Organization Division、CSO Division）がパートナーとしてリストアップしている国際 NGO は約 30 団体ある。

UNDP は UNICEF と同様に、各国事務所常駐代表に権限を委譲しているため、市民社会組織や NGO に対する支援額の予算、実績、割合についての情報は本部には集約されていない。事業の実施など連携の実態は国によって異なる。

本部の市民社会課は、主に、パートナーと位置づけられている NGO による事業実施に関する方針と手続き（NGO の定義、NGO に期待する役割、NGO 案件申請の審査・承認など）、そのマニュアル化、および関連情報の整備を担当しているほか、各国 UNDP 事務所の市民社会組織の活動に関するアドバイザー役・調整役を担う。

1-10 UNHCR

UNHCRのNGOの定義は、政府ではない（非政府の）、あるいは政府の指示やコントロールを受けない機関とされている⁴⁴。

UNHCR は他の調査対象となった国際機関同様、NGO を支援対象とは見なしておらず、独自に実施パートナー（Implementing partner、IP）と呼んでいる。実施パートナーにはNGOのほか、大学などが含まれる。この実施パートナーの中に、NGOは543団体含まれている。

UNHCRでは、以前PARinAC（Partnership in Action）⁴⁵という枠組み⁴⁶の中での協力体制を重視していたが、聞き取り調査によるとPARinACは現在ほとんど機能していないようである。

前述のUNICEFやUNDPと異なる点は、本部のジュネーヴでデータの蓄積が行われ⁴⁷、NGOとのパートナーシップを担当するNGO課（NGO Unit）がそのデータの抽出・分析と、分析に基づいて得られた情報の普及・広報を行っていることである。NGO課による分析によれば、NGOへの拠出額はここ数年UNHCR全体予算の約20%で推移しており、2001年度には1億8000万ドルが、2002年度には1億6370万ドルがそれぞれ拠出された。

⁴⁴ UNHCR “Operations Management Handbook for UNHCR's Partners” 2003

⁴⁵ 1990年代前半、ますます増加する人道的・援護的なニーズに応えるかたちで、UNHCRとNGO団体は難民援助と保護活動における提携をより強固なものにするため、両者の協力体制をPARinAC (the Partnership in Action) と名づけた。<http://www.unhcr.or.jp/news/info/parinac/aboutus.htm>

⁴⁶ 日本では、PARinACは枠組みというよりもネットワーク団体として認識されている。

⁴⁷ UNHCRのFMIS（1994年に設置された資金トラッキングのシステムで、このデータベースで契約情報が蓄積されている）に格納されているNGO関連の生情報は豊富だが、さらなる分析が必要という話があった。例えばどのような協働、誰がどのような資源を引っ張ってくるかについては不明である。

表 1-1 NGO の定義と範囲

米国	米国の NGO は、民間ボランティア組織（PVO）と呼ばれ、以下に該当する組織を指す。 ・ 米国の法律に従い組織化され、本部が米国にある。 ・ 非政府組織（NGO）である。 ・ 非営利組織であり、国税収入局規約（Internal Revenue Code）の条項 501C(3)に従い税金の免除をされている。 ・ 対外援助法（Foreign Assistance Act）もしくは公法 480（Public Law 480）に従い、海外活動を実施または実施する予定がある。 PVOには、労働組合、連盟、協会なども含まれる⁴⁸。
カナダ	・ 非営利の法人組織で voluntary structure と選挙で選出された理事会を持っている。 ・ 他の組織から独立している。 ・ 海外での開発活動に従事した経験がある。 ・ コミュニティー活動や支援を行い、会員制である⁴⁹。
英国	一般的に市民社会組織（CSO）と呼ばれ、労働組合、小民族、コミュニティー団体など広範囲な非営利団体を指す ⁵⁰ 。
フランス	市民社会における、1901 年法に基づいたアソシエーション、又は財団、自治体、組合、企業委員会等の非政府組織 ⁵¹ 。
ドイツ	①教会系NGO、②政党系NGO、③私設NGO、④社会構造系NGO ⁵² 。
スウェーデン	開発分野に従事する全ての非政府組織（労働組合、政党、専門家組織、特別利益団体、共同組合、宗教組織、消費者団体、女性団体、青年団体など） ⁵³ 。
EU	人道援助、開発援助、社会福祉、キャンペーン、資金調達に従事する組織 ⁵⁴ 。
UNICEF	市民社会組織であり、プログラムの実施に特化した組織のことを示す ⁵⁵ 。
UNDP	市民社会団体の一カテゴリー。社会全体あるいは社会の特定グループの状況を改善するために、自ら、あるいは政府から独立して設立された自発的で非営利の組織 ⁵⁶ 。
UNHCR	政府機関ではない、あるいは政府の指示・コントロールを受けない機関 ⁵⁷ 。

⁴⁸ USAID ホームページ http://knowledge.usaid.gov/docs/pvo_registry_quest03.doc

⁴⁹ CIDA “Guide to NGO Project Facility” 2001
[http://www.acdi-ida.gc.ca/INET/IMAGES.NSF/vLUIImages/MPOpdf/\\$file/NGO.pdf](http://www.acdi-ida.gc.ca/INET/IMAGES.NSF/vLUIImages/MPOpdf/$file/NGO.pdf)

⁵⁰ DFID ホームページ <http://www.dfid.gov.uk>

⁵¹ 仏外務省ホームページ <http://www.diplomatie.gouv.fr/HUMANITAIRE/1010.html>

⁵² Smillie & Helmich, 1999

⁵³ Sida Guideline <http://www.sida.se/Sida/jsp/polopoly.jsp?d=2350&a=25132>

⁵⁴ CONCORD “Reflection Document: The role of Civil Society in the EU’s Development Policy”

⁵⁵ UNICEF “Guidance for Collaboration with Non Governmental Organizations and Community Based Organizations in Country Programmes of Cooperation” 2002, p 3

⁵⁶ UNDP “Partners in Human Development, UNDP and Civil Society Organizations” 2003

⁵⁷ UHCHR “Operations Management Handbook for UNHCR’s Partners”の Glossary より。
http://www.the-ecentre.net/resources/e_library/doc/Operations_Management_Handbook.pdf

表 1-2 NGO の数

	NGO 数	根拠
米国	米国 NGO502 国際 NGO59 (2003 年現在)	USAID 登録数
	約 160 (2002 年現在)	InterAction の NGO 登録数
カナダ	約 700	CIDA への聞き取り調査による
	250 超 (2000 年現在)	ネットワーク団体、Canadian Council for International Cooperation (CCIC) 資料
英国	約 240(2004 年現在)	OECD/DAC の Directory of International Organizations 登録数
	291 (2004 年現在)	BOND の登録数
	チャリティ団体 188,000	チャリティ委員会登録数
フランス	329	フランス NGO ダイレクトリー2004 年版 掲載 NGO 数
ドイツ	開発NGO約 1500 (2003 年現在) ⁵⁸	Bengo のデータベース登録数
	緊急NGO約 20 (2000 年現在) ⁵⁹	Federal Foreign Office による選定数
スウェーデン	約 300 (2003 年現在) ⁶⁰	アンブレラ組織を通じた資金援助対象 団体数
EU	EUNGO166 国際NGO 3 ⁶¹ (2004 年 3 月現在、同年 5 月加盟予定の ものを含む)	枠組みパートナーシップ合意締結数
UNICEF	不明	不明
UNDP	パートナー団体 30 (2000 年現在)	本部市民社会課がパートナーとしてリ ストアップしている団体数
UNHCR	パートナー団体 543 (2002 年現在) ⁶²	実施パートナーのうちの NGO 数

⁵⁸ 2003 年 12 月に行われた聞き取り調査の情報による。

⁵⁹ ドイツ外務省による。

http://www.auswaertiges-amt.de/www/en/aussenpolitik/humanitaere_hilfe/ausschussmitglieder_html

⁶⁰ Sida Guideline <http://www.sida.se/Sida/jsp/polopoly.jsp?d=2350&a=25132>

⁶¹ ECHO ホームページ http://europa.eu.int/comm/echo/pdf_files/fpa_partners.pdf

⁶² UNHCR “Partnerships: Trends for 1994-2003” UNHCR funding of implementing partners total budget 1994-2003

表 1-3 登録制度を通じた政府・機関による NGO 活動の把握

米国	USAID 民間ボランティア協力室 (PVC)に登録。
カナダ	なし。ただし CCIC(Canadian Council for International Co-operation) による NGO ダイレクトリーが参考にされている。
英国	チャリティ委員会に登録
フランス	なし。仏外務省とネットワーク団体であるRitimo作成のNGOリストあり ⁶³ 。
ドイツ	なし。Bengo による NGO リストあり。
スウェーデン	開発援助を行う NGO は、アンブレラ組織が把握。緊急援助についてはなし。
EU	開発援助を行う NGO についてはなし。緊急援助を行う NGO は、ECHO が枠組みパートナーシップ締結により把握。
UNICEF	国連 ECOSOC、NGLS の基準を利用していると考えられる。
UNDP	国連 ECOSOC、NGLS の基準を利用していると考えられる。
UNHCR	ネットワーク団体のICVAが把握しているものと考えられる ⁶⁴ 。

⁶³ CCD, Solidarite Internationale

⁶⁴ ICVA のメンバー機関であることが望ましいとされているため。